

平成26年度第2回南砺市児童館運営委員会会議録【要点筆記】

1. 開催日時 平成26年6月27日(金) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 南砺市役所井波庁舎 2階 大会議室
3. 出席者 委員9名
齊藤会長、前田副会長、林委員、菊地委員、西部委員、山崎委員、蟹野委員、沖田委員、杉村委員(民生部長)
事務局(子育て支援室)4名
中山子育て支援室長、山田副主幹、寺田主査、中川主任
行革・施設再編課2名
西井課長、石崎副主幹
児童館3名
内山児童厚生員(城端児童館)、田中児童厚生員(福野児童センターアルカス)上田児童厚生員(福光児童館きつずらんど)
4. 欠席者 委員5名
廣田委員、齊藤委員、向井委員、竹田委員、林道委員
5. 傍聴人数 1名
6. 議題 (1) 指定管理者制度の導入について
①説明会などで出された意見
②南砺市児童館条例の全部改正案
③南砺市児童館施設指定管理者仕様書案
④南砺市児童館施設指定管理者募集要項案
(2) その他
①(仮称)井波児童館建設について
②(仮称)井波児童館名称募集について

開会 午後1時30分

会長あいさつ

【会長】

本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。まず、報告させていただきますが、私はこの5月いっぱいをもちまして、社会福祉協議会の会長を退任いたしました。よって、この児童館運営委員会の会長も退任のつもりでありましたが、任期は27年3月31日まで、ということでしたので、引き続き会長を勤めさせていただきます。みなさん、よろしく願いいたします。また、本日は会議の傍聴人の方がお見えですが、みなさん緊

張されることなく、話し合いを進めていただきたいと思います。なお、本日の議題は児童館の指定管理移行についてのことが主になると思いますが、指定管理については、わたしたち児童館運営委員が決定するものではない、ということを念頭におき、市の立場に立って、その問題点などについて話を進めていただければと思います。

報告

(事務局)

なお、本日は事前に廣田委員さんと齊藤秀毅委員さん、向井委員さんより欠席のお知らせをいただいております。また、今回、事務局の他に行革・施設再編課より、西井課長と石崎副主幹が出席しております。

それでは、この後は会長のほうで、議事進行をお願いいたします。

議事

【会長】

それでは、協議事項に入りたいと思います。まず、(1) 指定管理者制度の導入については前回からも議題になっておりましたが、資料など本日いただいたもので、わたしたちもわからない部分もありますので、子育て支援室より説明をお願いいたします。

(事務局)

児童館の指定管理者制度導入に向けての説明会等の開催経過、指定管理導入に向けての説明会での主な意見、説明会の資料、「児童館だより」の掲載内容、南砺市児童館条例の全部改正案について説明。

(事務局)

児童館施設指定管理者仕様書案、募集要項案について説明。

【会長】

ありがとうございました。以前よりも詳しく説明していただきました。漠然としていてわからなかったことも、かなり絞り込まれて、詳細が見えてきたのではないのでしょうか。ただいまの説明について、なにかご意見・質問などありましたら、お願いいたします。

【B委員】

条例案10ページ、第6条のところで、「きつずらんど」だけが開館する曜日が載っていませんが、どうしてでしょうか。

(事務局)

第7条で休館日を、日曜日・祝日・年末年始とうたっており、それ以外は開館するということであえて載せませんでした。

【B委員】

わかりました。

【A委員】

いろいろな所で、何度も指定管理について説明し、意見交換をされたと思います。私は指定管理に反対しているわけではありませんが、これまでの経緯などを見ておきますと、良いことばかりが書いてあるようです。「今以上のサービスが期待できる」といった具合です。説明会ではどんな風に説明されましたか。おそらく、保護者のみなさんは指定管理とはどういうものかわかっておられないのではないのでしょうか。

(事務局)

保護者の方への説明については、資料6、7ページの指定管理者制度の導入に向けて、という資料によりまして、期待される効果ということで、サービス向上については、例えば、利用者のニーズに合わせて開館時間や開館日の変更などが可能になるかもしれない、といった風にお話してきております。また、仕様書にも書いてありますが、指定管理者が独自に自主事業を運営できることなどがあります。ニーズについて調査して、利益が先行しないよう市と話合ったうえで、柔軟に開館時間を設定したり、行事の企画などができます。

【D委員】

指定管理者制度ということがよくわからないので、お尋ねします。仕様書案7ページの(1)収入についてというところで、活動料金収入という項目がありますが、これは手芸教室とか工作教室をした時の収入をいうのでしょうか。児童館自体の利用料は無料ですよ。

(事務局)

この収入については、現在行っております教室などの材料費のことで、実費程度のもので、さきほど言いました自主事業は、指定管理者独自の事業になり、別の経理として利用料を徴収し、その事業自体にかかった費用は指定管理者が負担する、というものです。

【D委員】

市から支払われる指定管理料とは、別会計、ということですか。

(事務局)

そうです。市からはその自主事業分については、指定管理料は支払いません。

【A委員】

一般のみなさんが心配しているのは、指定管理の内容が受け手の事業所側に拡大解釈されてしまう可能性があるということではないでしょうか。それを防ぐための手立てを作っておかないと、指定管理者のやり方によっては、どんどん利用者負担が増えてくるということになってしまいます。そんな状態になることを私は危惧しています。

(事務局)

自主事業については、例えば、行事に参加したい子どもの希望者を募って、参加費を負担しても良いという場合だけ負担していただくので、児童館への来館者全員に負担を求めることにはなりません。

【会長】

高齢者のデイサービス施設も指定管理になったところがありますが、そこには第三者委員会というものが設置されています。指定管理による運営がうまくいっているかを監視するものです。児童館も指定管理になった場合、同様の監視機能を作ることはできないんですか。

(行革・施設再編課)

現在の制度では、そういった監視機能はありませんが、モニタリングという利用者へのアンケート調査、市の担当職員の立ち入り検査による監視は、常に行わなければならないと思っております。

【会長】

自治振興会のみなさんが心配されるのは、そういう市による監視がなされるか、という点かと思います。保護者はなかなか直接利用している施設に対する不満を言えないものです。子どもを預けているから。

(行革・施設再編課)

モニタリングというのは、直接、市に回答が届くしくみになっていますので、施設に対して言いにくい、ということにはなりません。第三者委員会というのは、現在ありませんが、必要ということになれば、また設置を検討していかなければならないと思います。

【会長】

それができても、形式的なものにならないようにしてほしいですね。

【E委員】

市が指定管理者に対してバックアップや監視・指導をする、ということですが、最初が肝心ですので、そういう部分の決まりごとを作っておいたほうが良いと思います。これから公募をして、名乗り出る方があれば、指定管理者に決まるのですが、どこも名乗り出ない場合は、現状どおり市の直営で運営されるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。

【E委員】

仮に、名乗り出られる方があって、その中から厳正に選考され、Xという指定管理業者が決まるとします。それから3年間運営されますが、Xの運営の仕方があまり良くなかった、ということで、新たに公募して、別の業者Yに指定管理業者が変わるとします。保護者にとっては、ずっと同じ業者であれば安心ですが、運営の仕方いかんによって、頻繁に児童館の管理者が代わるというと、大変不安になり混乱されないでしょうか。指定管理者が代わるたびに、やり方が変わったり、サービスが低下したりしないように、最低限の決まりごとは必要だと思います。

【会長】

資料に「児童館施設指定管理者募集要項(案)」がありますね。その2ページの5指定の期間を見てください。「但し、管理を継続することが適当でないときは、指定を取り消すことがあります。」という部分ですが、適当でない、と認めることができるのは、どなたですか。市ですか。

(行革・施設再編課)

市です。

【会長】

市が直営で運営するのと、指定管理業者に任せるのでは、確実に監督が行き届いているかというのは、指定管理の方が難しいと思います。だから、監督を専門にする団体があった方が私はいいと思います。

(行革・施設再編課)

さきほど言いましたモニタリングの結果を評価する指定管理者評価委員会という民間の方の組織があります。この意見を参考にして、市長が最終的に判断する、ということになります。

【A委員】

それは年に何回あるのですか。

(行革・施設再編課)

去年は2回です。モニタリングをする条件には公募の施設である、ということがあります。ただ、今回公募の施設が多くなりまして、今年度は25施設くらいありますが、来年度から50くらいになりますので、やり方を委員のみなさんにご相談して、進めることになります。

【E委員】

評価委員会というのは、どういう方ですか。もう、メンバーは決まっているのですか。

(行革・施設再編課)

決まっています。3月に要綱を改正しています。市からは副市長が入っています。あとは学識経験者2名、各種団体の推薦を受けたもの1名、公募委員が2名です。公募委員が3名募集のところ、2名しか応募がなく、現在6名体制となっております。

【A委員】

そのメンバーの氏名は公開してありますか。

(行革・施設再編課)

それはまだです。

【B委員】

仕様書の7ページの5管理経費についてという箇所、主な収入は活動料金収入と読めるのですが、指定管理料を収入として運営していくのではないのですか。

(事務局)

そうです。

【B委員】

そうなる तोこれは記載する順序が違うと思いますし、支出に関する部分もこういう書き方で良いのかな、と思います。指定管理の仕様書というのは、こんなに簡易なものですか。

(行革・施設再編課)

この仕様書は南砺市の標準様式でして、全ての施設はこの様式をもって仕様書を作成しています。

【B委員】

児童館は他の施設のように利用料を収入源としているところと違って、まったく指定管理料のみで運営することになります。それが心配です。

【A委員】

活動料金収入とありますが、基本は全て指定管理料収入で運営するのでしょうか。

(事務局)

そういうことです。この案は南砺市の仕様書のスタイルを参考に、担当課で作成しました。児童館については、言われるとおり指定管理料が主な収入源です。その他にわずかな実費程度の利用料が入るのみです。

【E委員】

①活動料金収入と②指定管理料を入れ換えて、記載するべきですね。

【A委員】

一般的な施設の指定管理の仕様書は、これでいいと思いますが、利用料無料で運営する施設の仕様書をこういう書き方にすると、誤解を招きます。

(事務局)

他の指定管理で運営している市町村の仕様書も参考にして、また内容について検討します。

【会長】

最近、児童館が指定管理になり、希望する業者が市を訪問したりしている、という話も聞いたりしますが。その業者がNPO法人などではなく、株式会社だと聞きます。株式会社というと儲け主義かと思いますが、最近はそればかりでもないようです。南砺市民のために働く場を作りたい、利益はそんなに求めない、社会に貢献しよう、という株式会社もあるようです。新しいことは悪い方へと考えがちになりますが、良いこともあるのでない

か、と個人的には思います。

【B委員】

児童館の指定管理制度導入へ向けてのスケジュールも説明していただきましたが、井波はこれから建設、城端もいずれ改築予定ということなのに、指定管理料はそういう状態で決めることができるものですか。まだ建設されてもいない施設の経費をどうやって算定するのでしょうか。また、現時点で南砺市児童館の指定管理を受けようという業者などあるものですか。

(行革・施設再編課)

指定管理料の算定についてですが、井波児童館などはまだできておりませんが、類似する施設の経費を参考にしまして、児童館ごとには消耗品費・光熱水費・通信費等を推計し積算します。人件費についても、館長4館で1人・常勤の責任者それぞれ1人という風に細かく積算していきます。また、井波などまだ建設されておりましたが、推計で積算した金額と実績が大きく異なる場合は、最後に精算します。例えば温泉施設であった例ですが、燃料費が最初の積算よりも、急に値上がりしたため、後から追加で不足分を支払いました。このように、最初に経費を積算した段階で指定管理者を募集します。その上で足りない場合や余った場合、最後に精算をします。

【B委員】

例えば城端児童館は建て替えるのでしょうか。その場合はどうなるのですか。

(行革・施設再編課)

その場合は見直しをします。あと、指定管理に手を挙げる業者があるか、というご質問ですが、現時点で南砺市内に1つ、富山市に1つ、県外からも2つ、合わせて4つくらいから問い合わせが来ています。

【E委員】

それは、問い合わせですか。まだ公募はしていませんよね。

(行革・施設再編課)

問い合わせの段階です。仕様書もできていないので。

【E委員】

母親の目線から心配なことがあるのですが、例えば、どこかの株式会社が指定管理者となった場合、より良いサービスが受けられるとか、良いことをいろいろ説明されましたが、

経験もノウハウもない会社だったりしたら、母親としてはとても心配です。やはり、行政が監視したり、指導したり、決まりごとを作るなどして徹底してもらわないと、心配で子どもを預けることができません。

【会長】

指定管理者を決めるための条件みたいなものを、仕様書案ということで、今提示されているんですね。それがとても大事ですね。現在、大変苦勞して3つの児童館の指導員の方が運営に携わっておられますが、その方たちを辞めさせて、別の人を連れてくるということはしないでいただきたい。指定管理者を決める条件、みなさんが納得できる形にしてほしいということです。

(事務局)

決まりごととおっしゃったのが、指定管理の仕様書案になります。先程、親として全然知らない方に預けるのは心配だと、おっしゃられましたが、仕様書案の7ページに現在の指導員が引き続き希望すれば、最優先で雇用することを記載しております。

【E委員】

従来の指導員さんを雇用する、というのはわかりますが、あくまでも従業員ですよ。でも、経営者である指定管理者の方針によっては、市直営のときにはできていたことが、できなくなったりするのではないのでしょうか。私はそれを心配しています。

(事務局)

児童館というのは、営利を目的とする施設ではありません。指定管理について、市に問い合わせのありました株式会社・NPO法人・社団法人などは営利を目的とせず、福祉に関心のあるところ。県内でも児童館や学童保育運営に実績があります。営利を目的とするような事業所は、福祉施設の指定管理には名乗りを挙げないと思います。

【A委員】

一般の利用者の方は指定管理になるところが、どんな事業所かということまでわかりません。利用者の方に説明しないと、心配されますよ。そういう心配をいかに払拭するか考えていただきたいと思います。

あと、防火管理者についてきちんと決めていただきたいです。これは子どもたちの安全・安心に関わることです。あれだけの大きい建物ですから、防火管理者は必ずいます。年に2回必ず訓練もしなければなりません。いざというときに、何もできないというのは大変なことになります。しっかり対応をお願いします。きつらんどなどは、災害時の避難所にもなっています。指導員の方にだけ負担させるのではなく、指定管理を受ける事業所

が、責任を持って児童の安全管理を行っていただきたい。

(事務局)

お子さんを預かる場所ですから、施設の防火や防犯ということは特に嚴重に、指定管理者に指導していきます。

【A委員】

現在、それぞれの児童館に防火管理者は置いていますね。

(事務局)

施設に常駐するものが管理者でなければならない、ということになっておりますので、3つの児童館全て、指導員の方に防火管理者の資格を取得していただきました。

【G委員】

仕様書案5ページ(3)飲食物及び物品等の販売業務に関する事、とありますが、児童館に自販機などがあると、お金を持ってきますよね。子どものことですから金銭トラブルなども生じると思うんです。私自身子どもに関わった経験から、小さな金銭トラブルが元になって、人間関係が崩れていくということが分かるものですから。現在、3つの児童館には自販機はもちろん置いてないと思います。仕様書にはただし書きで、市と協議をすること、とありますが、児童館で販売業務、というのは少し心配です。

(行革・施設再編課)

他の施設の指定管理者にとって、自販機というのはけっこう収入源となるものですから、標準仕様として載せてありますが、子どもの福祉施設にそぐわないのであれば、削除します。

【A委員】

まだ、案の段階ですから削除すれば良いと思います。標準様式でなく児童館用に直してください。

(行革・施設再編課)

先程から決まりごと、という話が出ていますが、この仕様書がそれに当たります。みなさんにこの案を見ていただいて、ぜひ加えた方が良く、除いた方が良く、ご意見をいただければと思います。例えば先程のように、自販機がいない、ということであればこの項目は削除いたします。みなさんのお話の中で決めていただいたうえで、募集をかけたいと思います。

【E委員】

市は指定管理者に任せるということですから、利益を求めないといいいながらも、自販機を収入源の足しにするかもしれないのでは。

(行革・施設再編課)

この案を作成するときに、たしかに担当課の子育て支援室からは、この項目はない方がよいという提案を実際には聞いていました。ただ、自販機を置いている施設の事例もあったものですから、とりあえず載せておきました。不要であれば削除いたします。他の項目につきましても、内容を見ていただいて、今後協議していただければ良いと思います。

【A委員】

この案は前もっていただいていたおれば良かったですね。

【B委員】

条例案の第6条の開館日の書き方は、直すことができますか。

(事務局)

総務課の例規担当に、書き方について確認し、直す必要があれば直します。

【B委員】

募集要項と同じような書き方にすれば良いのではないのでしょうか。

(事務局)

条例は条例で、表記の決まりがあるものですから、募集要項と同じになるかどうかわかりませんが、例規担当に相談して検討します。

【A委員】

どんな事業所が指定管理者になるかわかりませんが、その事業所の詳細な情報を市民のみなさんに提示しないと心配されると思います。

(事務局)

では、応募があつて選定委員会によって選定された時点で、その業者の活動内容や経歴などを公表すれば良いのでしょうか。

【A委員】

できればした方がいいと思います。

(行革・施設再編課)

決まるまでの流れを申しますと、条例を9月議会に上程します。そこで認めていただくから、公募して選定委員会で選定します。次に、こういった事業所にして良いかということも12月議会で諮ります。その後3月まで準備して、4月から開館します。選定委員会での基準となる点数なども公表します。その中で業者についてはある程度わかると思います。

【A委員】

よく利用される方が心配されると思います。あまり利用されない方は関心ないかもしれませんが。利用される方に丁寧に説明していただきたい。

【会長】

ただ、アンケートをとってもあまり意見が出ないようですね。これはどう思われますか。みなさん、関心がないのでしょうか。利用者に働きかけても意見がそれほど出ないですね。事務局から何かありますか。

(事務局)

今回、作成しました仕様書案ですが、これが指定管理の決まりごとになります。仕様書案については、本日配布したにもかかわらず、いろいろご意見をいただきましたが、募集までにまだ時間もありますので、これからよく見ていただいたうえで、さらにご意見がございましたら、子育て支援室までお知らせいただければ、と思います。

【E委員】

いつまでですか。

(事務局)

7月10日までにお知らせください。今、とりあえず仕様書案5ページの(3)飲食物及び物品等の販売業務に関することという項目は削除します。7ページの(1)収入についての項目も修正いたします。活動料金収入という用語はわかりにくいので、他の箇所に出てくるのも合わせて修正します。

【会長】

また、ご意見を子育て支援室までお願いします。その他に何かありますか。なければ次の議題について事務局からお願いします。

(事務局)

(仮称) 井波児童館建設について説明。

(事務局)

(仮称) 井波児童館名称募集について説明。

【G委員】

名称募集の案内は小学校にも、配布していますか。

(事務局)

井波小学校、にじいろ保育園、山野保育園、行政センター窓口、各児童館に配布しています。

【E委員】

採用された場合、粗品の進呈とありますが、具体的にどのようなものですか。

(事務局)

なんとの共通商品券です。

【E委員】

主に井波地域内の小学校などに応募用紙を配布されていますが、もう少し広域で募集すれば良かったのではないのでしょうか。

(事務局)

広報誌やホームページにも掲載しましたので、それを見ていただければと思います。

【会長】

それでは、議題は一通り終わりましたが、他に何かありますか。

(委員・民生部長)

児童館運営委員会は、通常は児童館の活動内容の報告や協議などで、年に1回の開催ですが、今年度は指定管理導入のことで、4月に第1回、今回第2回と出席していただきました。さらに今回提示いたしました仕様書案の精査をお願いしました。さきほど行革・施設再編課からも申しましたが、9月議会に条例を上程し、公募をします。11月に選定し、12月議会で議決・承認を得たあと、その事業所と3ヶ月かけて、準備・引き継ぎをして

いきたいと思います。さきほどからもご意見が出ましたが、利用者の方みなさんにご心配をかけないよう、慎重に準備を進めていかなければならないと思っておりますし、委員の方みなさんに随時ご意見をお伺いしたいと思っております。また、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。今日は児童館の指定管理導入についての話がだいぶ進んだように思いました。今後の会のスケジュールはどうでしょうか。

(事務局)

今年度、指定管理の議案があるということで、2回目の委員会を開催させていただきましたが、今後、9月末に公募・選定して、12月議会で業者の議決をもらわなければならないのですが、その頃に開催して業者についての情報などお伝えすればよろしいでしょうか。また、年度内に開催いたします。

【副会長】

本日はおつかれさまでした。どんなことでも新しく始める、ということはエネルギーがあるものです。このことが子どもたちにとって、よりよい方向へ進むようみなさん、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。